

一般国道120号改築工事（椎坂バイパス）等の事業認定  
に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成25年1月30日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道120号改築工事（椎坂バイパス）等の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道120号改築工事（椎坂バイパス・群馬県沼田市利根町園原字雨堤地内）及びこれに伴う市道付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする関東地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 本件事業認定手続きに関し、起業者が行うべき措置等について、適切に実施していることはわかるが、地権者の事実関係や手続の事実経過等の詳細についても明らかにしてもらいたい。
- ・ 補償に関する意見については、ダム事業との比較は話が違うのではないか。いずれにせよ補償基準に沿ってやっているということなのではないか。